7	国際開発銀行向け						
8	地方公共団体金融機構向け						
9	我が国の政府関係機関向け						
10	地方三公社向け						
11	金融機関及び第一種金融商品取引業者向け						
12	法人等向け						
13	中小企業等向け及び個人向け						
14	抵当権付住宅ローン						
15	不動産取得等事業向け						
16	三月以上延滞等（抵当権付住宅ローンを除く。）						
17	抵当権付住宅ローンに係る三月以上延滞						
18	取立未済手形						
19	信用保証協会等による保証付						
20	株式会社地域経済活性化支援機構等による保証付						
21	出資等（重要な出資を除く。）						
22	合計						

(注)

この面において使用する用語は、特段の定めがない限り、連結自己資本規制比率告示において使用する用語の例によるものとする。

この面においては、カウンターパーティ信用リスク、証券化取引に係る信用リスク及び複数の資産及び取引を裏付けとするエクスポージャー（リスク・ウェイトを直接に判定することができないものをいう。）に係る信用リスクは対象外とする。

a　イ欄からニ欄までには、標準的手法において認識されるエクスポージャーの額（連結自己資本規制比率告示に基づき信用リスク・アセットの額の算出に用いられている引当金（一般貸倒引当金を除く。）の控除後かつ部分直接償却後の額）を記載すること。

b　イ欄には、信用リスク削減手法（連結自己資本規制比率告示第五十六条第一項に規定する信用リスク削減手法をいう。以下この面において同じ。）の効果を勘案する前の、オン・バランスシートのエクスポージャー（オフ・バランス取引を除く連結自己資本規制比率告示第三章に規定する信用リスクの標準的手法の計算対象となる資産のエクスポージャーをいう。以下この面において同じ。）の額を記載すること。

c　ロ欄には、ＣＣＦ（連結自己資本規制比率告示に基づき信用供与枠の未引出額又はオフ・バランス取引に係る想定元本額に対して適用される掛目をいう。以下この面において同じ。）を適用する前の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額（ＣＣＦを適用する対象となる信用供与枠の未引出額又はその他のオフ・バランス取引に係る想定元本額）を記載すること。また、当該額は信用リスク削減手法の効果を勘案する前の額とすること。

d　ハ欄には、信用リスク削減手法の効果を勘案した後のオン・バランスシートのエクスポージャーの額を記載すること。

e　ニ欄には、ＣＣＦを適用し、かつ信用リスク削減手法の効果を勘案した後の、オフ・バランス取引のエクスポージャーの額を記載すること。

f　ヘ欄には、ホ欄の額をハ欄及びニ欄の合計額で除して得た比率を記載すること。

g　内部格付手法を採用した場合にあっては、連結自己資本規制比率告示第百二十二条又は第百二十四条の規定により標準的手法を適用する事業単位又は資産区分があるときは、当該事業単位又は資産区分に係る計数を記載すること（項については統合して開示することができるが、異なる資産区分は各別に記載すること。）。ただし、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる場合には、記載を省略することができる。この場合において、当該事業単位又は資産区分に係る開示情報が利用者にとって重要でないと考えられる理由を、当該事業単位又は資産区分に係るエクスポージャーの内容の説明及び当該エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の合計額と併せて記載すること。

h　項番１「現金」の項には、現金（外国通貨及び金を含む。）に係る額を記載すること。

i　項番２「日本国政府及び日本銀行向け」の項には、日本国政府及び日本銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。

j　項番３「外国の中央政府及び中央銀行向け」の項には、外国の中央政府及び中央銀行向けエクスポージャーに係る額を記載すること。